



裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加して、犯罪事実の認定と量刑について裁判官と一緒に判断する制度で「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が、平成16年5月28日に公布され、平成21年5月21日から実施されることになっている。

本制度は、国民の司法への理解と関心を高めること、国民の経験や良識を判決に生かすことで、より裁判の信頼を確保することなどを目的としている。一つの事件につき、裁判官3名と裁判員6名が選任され、審理には、

裁判員制度

情報広報部

榊 山 悠紀士

①公判（公開）、②評議・評決（非公開）、③判決宣告（公開）と進められる。

本制度の対象となる事件は、重大な刑事事件に限られるが、実際裁判員は、自分がどのような事件を担当するかについては、事前に知らされず、当日裁判所に向いて初めて知らされることになっている。これは、審理前に自分がどの事件を担当するかを知ってしまうと、前もってその事件について情報を収集したり、調査したりすることにより、弊害が生じる可能性があるからと説明されている。

対象事件は、殺人罪や強盗致傷罪などの法定刑により死刑・無期懲役・無期禁固のある犯罪事件、傷害致死や危険運転致死罪などの故意の犯罪行為が原因で被害者が死亡した事件などである。

裁判員の選任手続きは、裁判員の参加する「刑事裁判に関する法律」や最高裁判所が定める規則によって規定されている。裁判員は、20歳以上の国民の中から選ばれる。選出方法は事件ごとにくじ引きで行われる。裁判員候補者の選出の準備は、前年からスタートする。

前年の9月1日までに、地裁が次年度に必要な裁判員候補者の人数を算出し、各市区町村への割り当てを行った後、

管轄区域内の市区町村の選管に通知する。地裁は、算出した候補者人数の1人ずつをまず、各市区町村に割り当て、残りの人数については、市区町村の選挙人名簿に登録されている人の総数に対する割合に応じて各市区町村に割り当てるという方法をとる。つまり少なくとも各市区町村から1人は裁判員候補が選ばれることになる。

通知を受けた各市区町村の選管は、10月15日頃までに候補者予定名簿を地裁に送付する。地裁は、裁判員候補者名簿を調整し、裁判員

候補者へ名簿に記載されたことを通知し、調査票を送る。裁判員候補者名簿に名前が載ることは、翌年1年間に行われる裁判員対象裁判に、候補者として呼び出される可能性があることを意味する。その後地裁は、くじ引きで呼び出すべき裁判員候補者を選出し、裁判員選任手続きの6週間前までに候補者に呼出状を送付し、候補者は、質問票を返送するか持参する。

このようにして呼び出しを受けた候補者は、裁判員手続きの期日に、裁判所に出頭しなければならぬ。もし正当な理由がなく出頭しない場合は、10万円以下の過料を言い渡されることもある。正当な理由があれば、裁判員の辞退や、裁判員選任手続きの日に出頭しないこともできる。裁判法には、辞退理由が記載されていて、その一つとして「仕事の内容が事業における重要な業務であって、自分で処理しないと著しい損害を生じる場合には辞退できる」となっていて、開業医はこれに該当するかもしれない。また、候補者になっても、70歳以上や学生などは辞退できるとされている。会員の先生方は、裁判員候補者に指名された場合、国民の義務としての裁判員制度をどう果たすのでしょうか。

「引用文献・裁判員制度と刑事訴訟のしくみ 三修社」